

八度格密第二号

軍艦八度格密

明治二十八年五月廿七。右船は前日米島嶼南の島中間を要
 噴区某三列ノ噴火係リ行動ス。其時四時五十分。島嶼ニ一
 突ヲ於テ針路ヲ支軸トシ南西ニ向ヒ航シ。今四時五十分
 信濃丸(某前噴火係ニ在リ)発信(敵船隊ノミヲ探知スルニ)
 感得ス。續テ又(敵ノ某之船隊見ユ)感得ス。其時五分(敵
 ハ対河東收着ク。海邊ニトリスル)如シ。今四時五十分
 笠五船信(敵ハ対河東收着ク)満洲ニトリスル)如シ。今四時
 五分(笠五船信)敵船隊地矣(ニ)今四時五分(敵船隊ノミヲ探知スルニ)
 ハ五針路ヲ支軸トシ南西ニ向ヒ航シ。今四時五十分(東義隊

一、所基地ト想定ス。連カケト一即チトシテ海の
 浅瀬ヲ常山長崎ノ梅里連トシテ午七時ハ分信濃丸ノ
 笠五ノ機氣アリ見失フト電信入申收ハ五々陸方ノ場カ
 二、午節末乃至十の五ノトシテ午九時ニ電地在リ
 針路ヲ東ノ北トシ東水道中央ノ電信ト依リ七時
 和泉ハ比ノ敵ト接触ヲ傳ルル知ル午十時ニ十分嚴島ノ
 二、笠電ノ電位ニヨリ第一戦隊午十時ノ信電地無ク五
 九ノ知ル午七時迄ハ信濃丸ノ信電不明トナリ断事
 西島ノ無知ノ用使ハ多機ノ信ト連續トシ又信濃丸位
 五ノ下ノ概左ヲ得ル因テ本機ハ先ッ第一戦隊ノ命令
 二、ルノ必要ト認メ其方向ト航進スルハ時場カ九ノ信電

後方より急行し来り本船に追及せんとすんが認め午後四時平
 神崎ノ南五十ノ度東十一海軍ノ地兵に於て右船首細ら梅
 里ノ距離ニ之橋ニ細末ノ敵ノ船隈船ノ像氣ノ裡に発見ス
 又其前方ニ二橋ニ細末ノ敵船ト後方ニ三橋ニ細末ノ敵船
 ナリ其ノ時右ノ船隊ヲ発見セズ本船ノ航路ハ彼ノ航路ニ交
 じ漸次之ニ接近せんとす繞り其前方ニ敵ノ大船隊ヲ発見
 ス其艦高約一萬二千針路リ其東ノ至地を東ト認めたり因テ
 本船ハ其東ニ轉針シテ敵ト逆行橋船ヲ保ツト努メたり
 此時場ノ丸ハ本船に追及シ又某兵隊ノ橋ヲ其東ノ水際ニ
 望ムル得たり斬りし其某兵隊ノ船ヲ此に於て本船ハ
 揚子丸ヲ率ヒテ我軍隊方向ニ航進ス午後四時十五分

三笠以下を我艦隊の豪氣に纏り突進し来り包撃す不
 然と忽ち之を我艦隊に激射すたれ我艦は湯の丸に率
 して第五、第六我艦隊の右舷の方約一千乃至二千メートル
 巨砲の位置を以ての爲るが事アラシク期より午後三時五分
 彼我艦隊間戦中嚴島より本艇友湯の丸先南西
 へ敵の汽船汽船見えずトノ毎時五分はアリ之ヲ艦艇より本艇及
 湯の丸の対し敵の汽船船対するは湯の丸の艦艇より本艇
 福松、櫻葉等へからし拍子する事ト認む直に針路ヲ
 轉して彼と向し注意の爲に砲弾一発ヲ發ししより敵の汽船
 船の一隻と本艇と向し彼と向し停止しより其時より本艇
 二回突撃するも一三橋(船)突撃す(り)しに湯の丸の突撃

三ノ島に居ル船の番号をケル船の命より塔院船は分符の
トケケ平作ノ塔院船の向ヒヨリお船の塔院の九の番号
豊經、先ノ塔院船(末ま)の処に居る我由塔院船(末ま)
ラ処におツトケケメタリ)此處海上の南西の強吹レは良美
端舟の即カレバケルモアキルノことなき事也塔院船の
船り我由岸高の所を到致せん得策ありと思ふに三播三
烟突七敵塔院船の船を随行する事や、今令を
彼ト何カ執言せしトせん言事ヲ古しも要領ヲ得ズ依テお船
彼ト對シ我言事ヲクテ解せしヤト言事セシ彼ト解せし
言事信事依テお船の更ニ彼ト對シ利上隨行せしト言事
文ノ一書官の指を航行し得たト尋ねると十二日海軍ト云

0121

信より南西ノ風候アリシ事最良候通一傳可ハ計ハ三傳
 傳ノ北ニ若クモノ事アリテ北ニ向ク西ノ北ニ定針シ航進口ニ
 敵艦ハ船ハ逆順ニ隨行アリ四時五十分ノ隙丸古北ノ右舷
 方航シ對揚ニ赴ク年以テ時ニ由ルニ之ヲ傳ヘ北ノ右舷
 方遠シ候由又敵艦ハ船ハ之ヲ捉捕スルニ海軍又舟
 福田郎一守尉杉本幸雄ヲ派シ之ヲ臨檢搜索セシム
 其報告別紙ノ如シ然レ州丸亦之ヲ獲一烟突ノ傍隈松卷
 地ニ到リ來リ候後夜ニ搜索アリテ其船引致シ揚陸船ハ
 オリヨリ此ノ上ニ擧ル丸引致シ揚陸船ハカスト島ナリカリ
 可レ臨檢之際令病英國海軍カトルトハノ上ノ長
 機長外ニ又英國人見テ榮見アリ候事候行ハ未ダ

二月一日ヨリヨリ右由ヲ移載シ香港ヲ至テ四月市ノ向航中
 五月十九日台情ノ南方ヲ控テ露艦隊ノ進出高檢せしめん末
 石由ノ下層ノ戦時禁制由ヲ積ミ居ル相乗テトノ口突入トシ
 拿捕せし 女東本船ノ收容せしタリト云フ 是ハノ重責ニ
 余ハハノ一艦船ノ收容せしタリト云フ 是ハノ重責ニ
 ハ十字旗ノ病院船タル任務以外ノ軍事行動作リ
 ナシムルニシテ 拿捕ノ理由アリト云フ 是ハノ重責ニ
 傷ニ回航スルヤク命令トシ 因リ本船ニシテ 艦長ノ電報ト本船
 ト 露艦丸ヲシテ 病院船ヲ護送シ 左世保ニ回航スルヤク 命令
 病院船ノ傷者丸ヲシテ 護送シ 左世保ニ回航スルヤク 命令
 露艦丸船長ノ傳ヘリ 露艦丸船長ノ 意外ト多ク 時乃

費し其の午前時に至り今夕修り多し今使事方置か
 探燈登光の時刻発光を見ん五月廿六日天氣未だ晴
 本艦の我艦隊の合も方為る午前五時後船先ツ三掃
 望橋近半あり得る丸り敵ノ信度船二隻ヲ獲
 世傳回航る廻海軍大臣宛電報ヲ依頼し無原電
 我艦隊ノ所在地ハ屬山沖ナリ等知し本艦ハ是ヲ針
 方也乃ハ航進スニトキ々時乃チ前ノ方置カニ橋
 突ノ一大軍艦ヲ発見ス船体ハ未だ明カナリモ正
 軍艦ナリナリ停止スル勅命ハ新艦ノ結果ハヤリ
 二面ヲ之ヲ扶桑ト打電シ又光ハ一撃ヲ彼ノ向
 倉ヲ口ニシテ驅逐艦ヲ使上向多ク砲撃ヲ加付

鹿ノス軍船橋ヲ搦テス右形船着落シ沈降シテおち
 一ノ下部は水面ニ達ス乗負ク船舟下ニ退去シ
 見レシ端舟ハ白布片ヲ刺トフツシ其他ノ杆頭橋
 ケ降伏ノ意ヲ表ス是レ彼ノ對國力ハ比シテ無ク
 此ノ大ニ驚シおねハ之ニ近キ前セ時三十分は彼
 知カレト山ノ位置ニ停止厚物ニ直キ船舟下ニ敵船
 捕獲シ決行スル時ニ溺者ノ救助ニ急事ナリ異夜
 撃リ殺ス船ヲ不知火ナリ濃白後お船ノ右舷橋付
 此ノ大ニ船外傷者お船ニ收容ス之ナリ先キ不知火
 フテモフシ置ハシ和シカストレハルカナリ
 タリト云フナヒ——モフノ乗負ハ端舟ニ墜
 墜シテ死スル者ナリ

毎
 電

岸に向き、端舟ノ収容、津いんを、ライフボイ、昔代ノ
 後物より海水ノ投ニ敷、面ヨリ、上海面ニ敷布し、悲鳴、
 叶ノ声、思ハス、人ノ手、憐れ、散ノ情、僅カシメ、
 人負、傷、割、外、此ノ、船、も、昔、周、田、蟬、集、ノ、
 及、下、上、本、沈、思、凡、モ、唯、僅、カ、シ、
 此、カ、ル、ノ、其、他、曰、ハ、ス、カ、ラ、タ、山、大、ノ、
 殆、ト、用、一、止、リ、使、用、ス、ト、能、ハ、
 長、下、敷、必、ノ、士、控、隊、ノ、居、
 此、即、ノ、遣、ハ、シ、捕、獲、リ、宣、告、
 下、ラ、挂、ト、来、ン、タ、リ、今、更、
 前、橋、頭、ニ、高、ク、掲、揚、ス、
 海、軍、大、隊、助、
 他、船、長、
 我、軍、將、隊、
 其、苦、
 其、苦、

時ニシテ著シテ沈降シ沈没ニ出スルコトヲ以テ我軍復置軍夜旗
 下シ彼船者以下リ伴ヒ取廻ラセヨリ命ヲ下シ檢査時北東方面
 ヲ我前方ニ現レテ素ニ二橋ニ煙突ノ大我船アリヨリカノ一端
 大ニ船内ノ軍艦ヲ掲ケ斷カ我ト會テ近ツキ来ラトスルモノ
 似テ其巨高斷リ一ノ六チノカト止ル内ニ及リ船体ノナシク
 右船傾倒シテ未ダ戰艦力ニモト判定ス能ハス此時中
 艦ニ死傷者収容者為メ右船側ニ駆逐艦不気火ヲ擡付テ又
 弱高敵船ニ追事せん端并ニ敷布カ止リ距離ヲリ捕獲ス
 ハ未ダ取廻ラズ本職ノ急命ヲ傳テ取廻ラシ左艦復ニ戦
 闘部員ノ判カシメ先ヨ敵ノ艦中ニ突リ刺殺セシメ為メト爲メ
 一ト以上ノ巨高ヲ於テ彼ト向テ六ノ砲ヲ一發セシメト同ノ事リ

本敵艦の忽昔軍艦機下し船が転て北走りし本艦の間
 ラ得ク捕獲員救助員ヲ收束し等舟ヲ引揚ケ不知火ヲ
 高シメテ前進セトスルに臨し敵艦の激波表カリ再ニ火ヲ
 軍艦機ヲ切レテ揚ガレ見ル又は時敵ノ駆逐艦一隻北
 方より来合し敵艦ノ附合停り不知火の本艦ヲ驚ルヤ急
 捷に向テ進し本艦又大砲カッテ突進し時午前九時
 十五分モ以テ遂に沈没ス彼ノ艦長航海長は本艦ト連帯シ
 共に沈没ス為メ良去リ止有セズ本艦上船し沈没ス但し彼
 等ハ沈没スル前ニライフボートニテ擧第ニ艦尾上甲板停
 沈没知海面に漂出スルヲ見テ其附近に空虛ノ端毎字ニ
 物漂流失事ノ故取の跡アリトシテ(不知火先の砲火ヲ)

敵艦艇之と應対すお格の敵艦艇ワット六千メートル
 及び砲撃ヲ開始せし後、忽ち軍艦ヲ下し停止す
 諸端舟ヲ舷外に下し乗員ハ甲板端舟に乗テ移リ陸岸
 向テ走ルニ多シ傾斜ハ甚右舷に増カス似テ彼ノ艇
 艇ハ地方之通シテ、不知火之ト砲火ウツハ、北航ヲ
 敵艦降伏ノ意ヲ示シ砲撃ヲ中止ス、彼は近
 止、係ト直シ、敵艦捕獲ヲ決行セリ、(午前十時) 暴風
 驟降ト見シ、誤リテウラジニモノマ、以下リキ、艇係止
 此ヤ、敵艦ト船相對シ、僅かに三ノ本、突、彼ノ乗員ハ、徳
 甲板ト、集、入、ラ、ル、ニ、ハ、如、シ、先、ト、収、容、ヲ、見、テ、ヒ、モ、以、テ、捕、虜、ヲ、行、フ
 何ト、敵、艦、ト、シ、テ、見、ル、ウ、ラ、ジ、ニ、モ、ノ、マ、フ、ノ、乗、員、ハ、為、シ、心、フ

0129

女しんが如し一人の梅を戒入るをせん見ス又おとろの捕虜
 本帳に在り傳言しウラヒモソノマールに自り櫻をる慮
 シテ近ツリ可ま上本帳と考ケル一再三アリ而もウラヒ
 モノマールノ事多ク本帳に收書せサシコトヲ希望とせんが如し
 之し多数收書せしむら自り竹野屋リ感スルハナリトシ之事多
 其の九の病地帳に度ほどとては各帳に作るが度ハヒヒ捕虜
 多数に付本帳の傷の丸と本帳に付し来ト下打電セリ其の
 九の病地帳に付し傳言と来意とト免年新しと敵帳に受
 せし付し本帳に付し傳言と敵帳に付し遠方ラニメル其の
 其の丸と先キノ電文取付又近きとては世保内院の口に付し
 其の丸よりハ物等ノ又意ノ事ヤト電取リし其の丸に有り敵帳に

ト考より其船が丸の病院に捕獲され、乗客の佐藤
 南航と名を稱し、本艦所在地に乗り合ひ、海防丸未だ存する
 ことを知らず、其船の乗客の多敷の令船に收容せしめり、本艦
 海軍大尉福田郎海軍少将一宮佐藤兵衛の先上乗艦を
 長官として部下五名を捕獲し、トシ收容せしめ、左
 列令し、其船の
 其艦に敵艦のウラと名をノマールト名し、令船長に西令した通
 リ宣告し、最久の彼ノ艦長に本艦を引致るべし
 予佐藤丸に名を海軍大尉一宮佐藤兵衛と命じ、其船長に
 捕獲せしめ、降伏せしむるを以て本艦より日本帝國軍艦と
 して、橋頭場と付し、其船長一宮佐藤兵衛と命じ、其船長

0131

一、下、安、倉、保、意、見、心、的、の、標、發、物、ヲ、使、用、者、ハ、判、別、
 ス、ト、レ、ハ、バ、ル、グ、ラ、ウ、開、ク、事、ノ、コ、ロ、オ、ク、故、事、軍、員、同、在、命、令、集、見、
 以、又、東、船、為、母、子、の、準、備、ヲ、し、之、意、見、軍、員、ノ、退、却、者、
 止、ム、ト、シ、
 然、レ、モ、時、ウ、ラ、シ、ム、ト、シ、マ、リ、シ、テ、十、度、内、外、各、性、の、傾、斜、は、右、船、艦、
 著、ク、沈、降、シ、死、門、ノ、下、水、面、達、ス、僅、カ、ニ、數、十、甲、板、ノ、邊、れ、者、
 一、リ、お、し、ス、事、ハ、山、崎、ノ、水、中、に、定、セ、ト、ス、事、ハ、オ、シ、ス、此、ハ、判、別、
 ト、ハ、ル、山、ノ、ケ、フ、ス、テ、之、事、船、艦、ヲ、取、リ、ノ、サ、禁、止、置、テ、リ、
 (ハ、甲、板、ヲ、在、ル、者、ノ、如、シ) 止、ム、得、ス、ハ、之、所、橋、ノ、取、リ、外、ヲ、シ、ハ、既、渡、
 水、甚、ク、前、部、著、ク、沈、降、シ、軍、兵、ヲ、取、リ、者、ハ、船、艦、ヲ、
 一、好、位、置、チ、ス、又、強、ク、之、ヲ、行、ハ、シ、後、ク、傾、斜、退、水、量、ヲ、増、シ、者、

0132

煙ノ類廣ク使ニシテ早船ノ時極ク其速ニ
 一見セリ所爲シ軍艦艦ノ速速ニ其速ニ
 艦スミト捕獲魚ノ命命(十時三十分)令艦ノ快呼ハ右
 舷前部砲門下ニシテ水雷ノ攻撃ヲ受ケルニナリト云フ其れ
 際ニ近キリツテ或ハ電撃水雷ノ威力ニシテ此レキカコリト云フ
 了リク使用ニシテ外艦ノ吊ヒナリト云フ其ノ威力方リニシテ
 如シ砲ハ急ケ赤銅ノ量ニ中央ヲ後部ニシテ其ノ力ニシテ
 何ノ彈痕アリテ其ノ彈位ノモト認ム所ニシテ輕微ナリ
 此傷五六名ク出見ニナリト云フ上甲板ニシテ水雷ノ防禦
 網ノ様ノ鉄骨網ヲ張リテ其ノ具甚ク其力充テシメ
 認メ然レバ其氣也其表軍艦ノ種類ノ形跡ヲ見リ新始ナリ

島をヨリテシテハ幾百艘ノ軍艦アリト傳ヘ其更ニ怒ルノ意ナ
 ルノ感アリ其間カナク使役用意ニ多ク敷有ル地使役者ナ
 リ何事ノ抵抗ナク使役出陣艦ヲ捕獲スルコトナリ其時四
 十の捕獲魚船内大尉敵艦長及副長アリ致シ敵
 艦復命する有敵敵艦長及副長アリ致シ敵艦長
 伏ス上乗船審ノ意ニ驚クノ件知ト云其後敵艦ハ沈没
 降ルニ隨ヒ船体ノ傾斜恢復リ沈マコト身沈マサルコト知
 二ト二時同艦午九二時分艦着先ハ反シ忽チシテ多ク
 沈没アリ之ノ事ノ先中本隊ノ本艦ハ復シ艦艦ハ何トシ
 便軍ノ船着スルハ本艦ヲ捕獲スル事無シ其後艦艦ハ何トシ
 ケ多ク同艦トシテ艦艦向テ沈没スル。

五月廿九日午前七時十五分他世傳傳地へ入り消通所附近に破損し
 捕虜と陸上に移るなり午後四時十五分軍司令部長ノ機中より
 便殿に全時出馬同ノ機長ノ見立機中ノ機長
 機中ノ機長島島ヨリ約八十度高率ノ海電地空ニ向テ
 又五米利カハ伝テ出馬見立付機中電ノ連絡ヲ保チテ
 機中ヨリ第一機隊及機中ノ機長ノ八番モ全ノ目的ヲ全地
 空ニ向テ知ル
 五月三十日午前九時右地空に到着セシメ機中ノ機長ノ機中ノ機長
 又機中ノ機長ノ機中ノ機長ノ機中ノ機長ノ機中ノ機長ノ機中ノ機長
 右機中ノ機長ノ機中ノ機長ノ機中ノ機長ノ機中ノ機長ノ機中ノ機長
 午後三時二十分機中ノ機長ノ機中ノ機長ノ機中ノ機長ノ機中ノ機長ノ機中ノ機長
 午後三時二十分機中ノ機長ノ機中ノ機長ノ機中ノ機長ノ機中ノ機長ノ機中ノ機長

0135

何と傳知せん止す得せんを
 斯如く濃霧を爲す海は自由の英日三十年の
 層多しんを敗る前日本多し大の時何の経る
 何の悔而さるるに判渡地境を見に十キリ
 多しと法は又無縁の危極の故障起る繁信思ふ
 十キリに十キリに果利かめり通信の存り
 一單艦の敗る一止す得んを多し
 一頁の年凡の時 何の事かを多し
 右報告す

昭和五年三月、軍艦隊の報告 各海軍道
 聯合艦隊司令部 佐藤東所平八郎

0136

本船ニ
損壞及
其寫字
箱

0137

露西病院ヨール号臨検調査報告

二十八年九月廿六日沖島海戦の際、本邦捕虜区に在る航行中露國
病院に運送者ヨール号のオレール号船の丸池に墜り引致し、捕
獲された本邦のレール号船は、露國捕虜区に修繕費トモテ、本
邦に歸還ノ期多クナリ、結果左ノ如シ

一収ノ概況

船内ハ極ク清潔ナリシヲ病室ノ始メ設備完全ナリシト云
病床ノ如クモ高シク清潔ナリシハ長時ノ航海ナリシニ係リ、其
警備規則ニ遵リテ又鮮カキリシ殊ニ手術場及縫製室等
好々其設備的結構及其清潔等ニ於テハ尙絶ルルニナリシ
病院船等

患ふ人数

患ふ人数 三千八百四十九人

患ふ人数

患ふ人数 三千八百四十九人

患ふ人数 三千八百四十九人

患ふ人数 三千八百四十九人

患ふ人数 三千八百四十九人

患ふ人数 三千八百四十九人

患ふ人数 三千八百四十九人

患ふ人数 三千八百四十九人

患ふ人数 三千八百四十九人

患ふ人数 三千八百四十九人

えりす我艦隊、古國者記、極多健なりと誇るの
餘、以長時、一航始に際し、目下、如中、中数止る、中難し
解、又信置、難し

席床敷

全敷四八床、中席床、十八何なり

席床、中然也

姑、中甲板、中昔、中床、中我、中海、中軍、中兵、中船、中見、中し、中類、中似、中る、中二、中級、中と、中國、中造、中の、中移、中動、中の、中取、中ら、中し、中柱、中を、中寄、中り、中布、中圍、中大、中枕、中の、中時、中持、中渡、中り、中と、中目、中録、中下、中入、中院、中見、中る、中の、中布、中一、中枚、中使、中用、中す、中の、中席、中床、中一、中個、中の、中陶、中器、中の、中入、中ら、中れ、中及、中吐、中懐、中き、中り、中の、中三、中品、中一、中出、中る、中如、中し、中の、中席、中床、中の、中藝、中子、中船、中の、中及、中佛、中子、中船、中の、中三、中種、中の、中と、中異、中國、中船、中の、中佛、中子、中船、中の、中勝、中上、中と、中一、中箇

カルメシカ佛國製ハ、扇床字鐘板トシ、吾國製ハ鐘網トカ板ト云
 カアリホ喜製ト云ハ、板厚強トカ好シ
 手折場及續帯交換場
 續帯交換場、中申板柄ハ中央部トアリ、其トキ手折場ト云
 得申折場ハ續帯交換場直上トシ、古柄ハ亦同ト採ス、其トキ
 各トシ續帯交換場ハ折角四角アリ、手折場ハ銀メチノ衝
 角アリ、エロトハトシ、傷者リ上下層板ハ皆陶板ト數倍
 板ノ段内及号具ト等、無待的装置トシ、適シ具ハ皆漆ナリト
 傳漆ト云
 傳漆ト云トシ、寸没ナリ、漆厚ト云ハ、漆ノ清厚ト申板ハ部
 漆ト云、アリテ其トシ、漆塗物ト云、漆ト云ト

洗禮所及水浴堂

西貢專署 教備のしやうとて、此處に備へし方りと致し、此處に備へし

食糧等

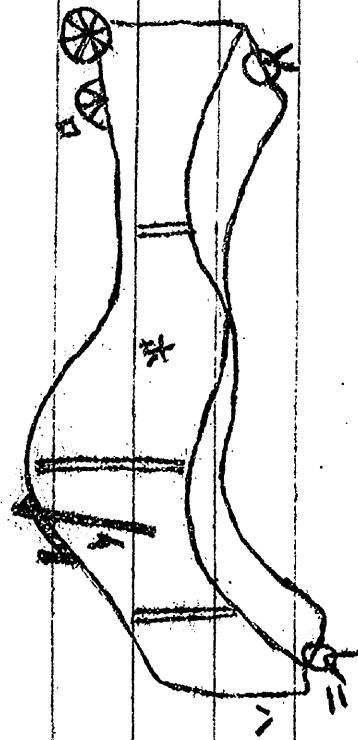
水浴堂のしやうとて、此處に備へし方りと致し、此處に備へし

外に備へし方りと致し、此處に備へし方りと致し、此處に備へし

傷あり、運搬あり、入し

外に備へし方りと致し、此處に備へし方りと致し、此處に備へし

此處に備へし方りと致し、此處に備へし方りと致し、此處に備へし



(イ) 上下を旋回して脚トモ

(ロ) ハ車とシテ押送便トス

(ハ) 頭部を免部ナリ

(ニ) 最上甲板下よりローンとシテ送ル時ノフリス

(ホ) 各艦板とシテ極々薄板ナリ

右報告ス

露西軍艦「トビ」停船下幸救助報告

明治三十八年五月廿六午の露西軍艦「トビ」が度々幸ふ二十村等

二十九度と幸ふと松多島露西軍艦「アド」に幸ふし、新島島に幸ふ

破らし今も沈没せりとの事ありしに、今に幸ふ中、瑞船「海龍」に幸ふ

但し或る身「ライ」に幸ふ。露西軍艦「トビ」に幸ふし、本船「海龍」に幸ふ

× 露西軍艦「トビ」に幸ふ。本船「海龍」に幸ふし、本船「海龍」に幸ふ

露西軍艦「トビ」に幸ふ。本船「海龍」に幸ふし、本船「海龍」に幸ふ

本船「海龍」に幸ふ。本船「海龍」に幸ふし、本船「海龍」に幸ふ

一 為り 救助せり

上記如く「トビ」に幸ふ。本船「海龍」に幸ふし、本船「海龍」に幸ふ

× 本船「海龍」に幸ふ。本船「海龍」に幸ふし、本船「海龍」に幸ふ

本船「海龍」に幸ふ。本船「海龍」に幸ふし、本船「海龍」に幸ふ

0146

常ノ慢船ヲ来ヤルノ海兵衛生部直也計控及ヒ其部多ク船心ノ慢
 ノ慢船ノ多クシ教悟ノ度ニ至リシハ力ヲ及ビ其教知ノ慢船ノ同知
 處ありハ特筆報告スルヲ要アリトモ其筆告ノ慢船ノ一カ
 下甲板ノ毛布リ列々俵船ノ慢船ノ同知者ニ對スル慢船ノ布リ
 準備ヲ其收書ノ中端船及ヒ慢船ノ布リ列々俵船ノ同知者
 準備ノ多ク其船船ノ船船ノ同知者ニ對スル慢船ノ布リ列々
 著シク身神煩ノ疲勞シ来セルカヤリ以テ其收書ノ中端船
 衛生烟ヲ燻ク淨衣リ履セシメ其計控ノ慢船ノ同知者ニ對ス
 布各ニ敷リ其下甲板ノ收書所ノ体臥セシメ其船船ノ同知者
 疲勞甚シク其カ立テ以テ其收書所ノ慢船ノ同知者ニ對ス
 陰書ニ其布リ列々慢船ノ布片ヲ其收書所ノ慢船ノ同知者

<p>收寄令了候りて虎クハヒレノ致年次扱込分多 五生目ノマシ 二五ノ初ノマシ 一ノ金ノ決降ノ徳ノ力ノ五ノ二 依世傳運杭ノ 執事ノ航海中胸部貫通他創及左大 胆復雜骨折他創 一傷者五名航海中死七名ノマシ 水葬ノ依世傳着ヒノ其九日 手前七時八分ノ二時着虎島 不知火ノ梅世傳ノ不知火ノ傷 者持腐員傷者中五名ノ依世傳 海軍病院ノ收寄船引 渡シ合院ニ送院ナリ</p>	<p>名</p>	<p>重傷大腕 リハヒ者</p>	<p>重傷 輕</p>	<p>傷 記</p>	<p>事</p>	<p>左胸部貫通他創 左腕部彈片他創</p>
--	----------	-----------------------------	------------------------	-----------------------	----------	-----------------------------------

右 上 脚 挫 創	右 下 腿 挫 創	頭 部 挫 創	頭 部 挫 創	背 部 彈 片 竄 創	右 上 脚 下 部 挫 創	右 眼 部 知 竄 入 創	胸 部 知 竄 入 創	左 手 指 挫 創	頸 蓋 骨 復 挫 創	右 腿 復 挫 創
									左	右
港	港	港	港	港	港	港	港	港		
	軍 信 長 子 亮 育				佐 保 梅 屋 病 内 亮				〃	〃

0150

消耗品報告

五月半分の消耗品

四十七年度
五冊運射用

飯銅柄弾壳

但此は浮托部撃撃者

常装薬包

伊集院銃

運射用電気火管

五月半分の消耗品

四十七年度
十五冊運射用

銃銅柄弾壳

常装薬包

伊集院銃

高橋氏松尾氏相持書

明和八年五月廿七日 松尾氏 高橋氏 相持書

伯卿 高橋氏 松尾氏 相持書

更り 松尾氏 高橋氏 相持書

一、松尾氏 高橋氏 相持書

二、松尾氏 高橋氏 相持書

三、松尾氏 高橋氏 相持書

四、松尾氏 高橋氏 相持書

五、松尾氏 高橋氏 相持書

六、松尾氏 高橋氏 相持書

七、松尾氏 高橋氏 相持書

若し船路より来たるものありしに 舟の先より沖舟の先島にやある 向ひてはしるし高のめりの方より 乾飯見せしめんたり(口をきり 舟の先より沖舟の先島にやある 向ひてはしるし高のめりの方より 乾飯見せしめんたり(口をきり	
地名	地名
ツルシ	九里七
ハクチ	九里七
ケーゴク	九里七
クニ	九里七
西貢	西貢

トあり

カクハ

四ノナ

初之君長人、教書也、軍國也、般書也、

此ノ者、大府ヨリ、地書也、ト云フ、ト云フ、ト云フ、ト云フ、ト云フ、

善、初、庭、ヲ、持、え、テ、傳、カ、リ、ト、云、フ、傳、令、社、殿、に、傳、書、也、

ト云フ、物、屬、ト、云、フ、無、物、ト、云、フ、傳、カ、リ、ト、云、フ、物、に、屬、ト、云、フ、

初、内、之、真、物、也、ト、云、フ、ト、云、フ、ト、云、フ、ト、云、フ、ト、云、フ、

ト云フ、初、之、物、也、ト、云、フ、ト、云、フ、ト、云、フ、ト、云、フ、ト、云、フ、

初、物、ト、云、フ、ト、云、フ、ト、云、フ、ト、云、フ、ト、云、フ、

初、物、ト、云、フ、ト、云、フ、ト、云、フ、ト、云、フ、ト、云、フ、

初、物、ト、云、フ、ト、云、フ、ト、云、フ、ト、云、フ、ト、云、フ、

初、物、ト、云、フ、ト、云、フ、ト、云、フ、ト、云、フ、ト、云、フ、

0158

杉本ノ爵再々多岐中兵ノ者余ノ位ノ尊

信房ノ坊為持兼知事ノ軍ノ部ヲ執ト誓ヒテ

世祖ノ命持シテ其ノ無忌ノ國ニ出ルルヲ病シ明カニ物

掩テ下付信房ノ由投ルル事ノ為ニ在リ高橋ノ可

申進ム

信ノ位ト依テ信房ノ者年々信ノ無事ノ位知及ノ事信

ノ事也

信房ノ位ト依テ信房ノ者年々信ノ無事ノ位知及ノ事信

ニテ信房ノ位ト依テ信房ノ者年々信ノ無事ノ位知及ノ事信

信房ノ位ト依テ信房ノ者年々信ノ無事ノ位知及ノ事信

信房ノ位ト依テ信房ノ者年々信ノ無事ノ位知及ノ事信

佐渡丸戦闘詳報附録

露艦アトミラルセモ

五月廿七日午後時我水雷艇ノ水雷攻撃ヲ受ケ前部
右舷前部砲門下水線下敷及ノ處損傷ヲ出シ第一
区第一区第三区ノコムハートメントハ忽チ満水シテ第一
区ハスツトニテ浸水ヲ堰止メタル時間経過ト共内部浸
水ヲ見ル損傷ノ部水際ニ近キヲ以テ或ハ特種水雷非キカ
疑ヒ有ス前進スル浸水ヲ増激ス故ニ後進スル地奥ニ
向東也東地奥ニ達シ五月廿八日午前七時降
伏佐渡丸ヲ捕獲シ受ケ同丸時沈没ス沈没後降丸

0162

右舷船首水中に浸レ艦尾ヲ最後ニ顛覆スルニ至リ沈没ス

二砲彈ノ痕跡

- (一) 前部右舷砲孔ニ六甲以上ノ上部六甲砲孔一
- (二) 一ヤートルニ出撃丸破裂スルノ死体アリ
- (三) 右部砲塔砲身ノ下部ニ六甲より大ナル砲痕一
- (四) 艦橋上ニ巨雷測定器砲丸破裂片余中

三死傷者

十名ヲ出テス

四旗章類秘密書類兵器類一切ノ手帳シ得テモハ悉皆投棄スル存存ス僅カニ軍艦旗ノ破片アリシノミ

五 下甲板浸水激々金庫等如何処分アリシヤ調査ス

ハラ得ス

六 機関部

(一) 汽缶室満水シ半ハ浸水ノ状態ナリシニ暫時ニシテ機
械室ニ亦満水シノ境遇ラ隔シ

(二) 甚モ電機下甲板よりヲ捕獲員到着後、尚ホ微速
ヲ以テ轉ヲ繼續シ居シ、而シテ自執燈ハ朦朧ニ光
輝ヲ散セリ

(三) 下甲板甚モ電機側ノ計量具殘汽早破ラセリ
(四) 上甲板リカケン巻揚機ニ未ダナシトテ自ラ回轉シ居タリ
密スルニ艦載水雷艇ヲ却レ其儘ニ放棄シタル事ナリ

(五) 日誌其他参考書類等 搜傍及遠近見スレ

既サリシ

七 戦利品

(一) 距離測定器

式個 但し各個砲厚為破損

(二) 小銃

壹挺

(三) 海圖

壹枚

(四) 端舟羅針儀

貳個

(五) 天象儀

壹個

(六) 万国船舶信佛畫(露文) 壹冊

(七) 望遠鏡付 照準器

壹個

(八) 夜中照準器

壹個

0165

八、砲煩ハ概テ安全ノ状態ニアリ、彈藥ノ多教甲板ト備
ヘタルモノ存在セリ

九、信符符

屯彙

参考上價值アリト信ス

十、英貨

六拾貳磅

0166

而路艦「ウラジミ」モ「マール」

一、五月二十七日午後十時頃水雷艇攻撃に依り左舷中央
コックピット前部、浸ケル損傷、致命傷トス

五月二十七日午前十時四十分地点に於て降伏、伏渡丸、捕
獲シ、浸ケル全午後二時三十分沈没、沈没後、艦首先
ノ水中に没シ、忽チシテ全体沈没ス

二、砲撃痕跡

左舷中後部、甲板に於て、六平大弾痕ニツケテ
他、何等損傷ナシ

三、死傷者

五六名ヲ出テス

(四) 旗章類、秘密書類、兵器類等、処分ヲ要スル高シ

五、金庫

下甲板浸水ノ為メ、詮議出来ス

六、機関部

(一) 汽缶室、満水シ、機械室、汽筒底部ニ覆フ迄浸

水シ、居レリ、浸水ノ重キニ因リ、大船石炭庫下部

ナルヲ見レハ、水雷ノ為メ、破損ヲ蒙リタルモノト認ム

(二) 機械室、甲板ニ於ケル唧筒、機械ヨリ蛇管、径約

八吋ヲ導キアルヲ見テ、敵、機関部員ハ、最初排

水ニ畫界シ、遂ニ其目的ヲ達スルモノト認ム

(三) 主機械、直立双螺式ナルヲ認メタルニ其リ浸水ノ為ニ着部ヲ巡視スルヲ能ハス為ニ詳細ナル状況ヲ知ル由

七、戦利品

(一) 無線電信排勵器

壹個 同用電池 六個添

(二) 同現字器

壹個 現字機 壹個

(三) 同抵抗器

貳個

(四) 同發音機

壹個 同用電池 四個添

(五) 同受信機

壹個 同用電池 四個

(六) 同晴雨計

壹個

(七) 同晴雨計

壹個

